



# 鳥取県公報

平成 19 年 6 月 29 日 (金)  
第 7 9 0 1 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の指定 (558) (福祉保健課) . . . . . 2
	県営林産物の物品売払代金の収納の事務の委託 (559) (林政課) . . . . . 2
	保安林の指定施業要件の変更予定 (3 件) (560~562) (森林保全課) . . . . . 2
◇ 選管規則	鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則 (4) . . . . . 5
◇ 選管告示	不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正 (64) . . . . . 5
◇ 病院局訓 令	鳥取県病院局企業職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令 (4) (総務課) . . . . . 6
◇ 公 告	平成 18 年度屋外広告物講習会の開催 (景観まちづくり課) . . . . . 7
	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (2 件) (森林保全課) . . . . . 7

# 告 示

## 鳥取県告示第 558 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 6 月 29 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
有限会社ライブアシスト	米子市新開一丁目 4-20	有限会社ライブアシスト訪問介護事業所	米子市新開一丁目 4-20	訪問介護	平成 19 年 6 月 19 日
南場 美弥	東伯郡湯梨浜町大字中興寺358-1	あだち歯科医院	東伯郡湯梨浜町大字中興寺358-1	居宅療養管理指導	平成 19 年 6 月 22 日

### 2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
有限会社ライブアシスト	米子市新開一丁目 4-20	有限会社ライブアシスト訪問介護事業所	米子市新開一丁目 4-20	介護予防訪問介護	平成 19 年 6 月 19 日

## 鳥取県告示第 559 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、県営林産物の物品売払代金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 19 年 6 月 29 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 委託の相手

石谷林業株式会社智頭支店  
株式会社米子木材市場

### 2 委託期間

平成19年 4 月26日から平成20年 3 月31日まで

## 鳥取県告示第 560 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年6月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八頭町花原字三縄谷446、字志山路447、字コロ谷448の2、448の3、字畑々谷449の1、字鷹ノ山456、落岩字小田295、711から713まで、713の1、714の1、714の2、716、字段所向イ599、字白岩谷703、字城山710の3から710の6まで、710の8、710の9、710の11、710の12、710の19、710の21から710の27まで、710の29から710の32まで

## (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

## 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八頭町篠波字本谷753の6、753の78

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第561号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年6月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字東字塚字大谷548、549、549の1、550から565まで、566の2から566の25まで、字大成567の1、567の2、568から580まで、581の1から581の29まで、字百カン谷582の1、582の2、583から587まで、

588の1から588の42まで、589から592まで、592の1、593から603まで、604の1、604の2、605、606の1、606の2、607、608、608の1、609の1、609の2、610の1、610の2、611、612、613の1から613の3まで、614から616まで、字津満屋617、618の1、619の1、620の1、621の1、622の1から622の3まで、623、623の1、624、625の1、626の1、628の1、630の1、630の2、631の1、631の2、632の1、632の2、633、633の1、634、634の1、635、636の1、637の1、大字河津原字山口上262の1から262の16まで、字奥田271から273まで、274の1から274の9まで、274の11、字マア谷口349の1から349の21まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

**鳥取県告示第562号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年6月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字吉原字鷹ノ子756の2、字西屋敷863の1、865の1、866の1、867、字東屋敷948、字越堂970の2、970の3、字畑口998、1000、大字下蚊屋字下坂尻38の6、字蔭ノ平ラ89の1、字垣ノ内149、字辻谷333の1、333の2、336の1、336の2(次の図に示す部分に限る。)、336の3、336の4、336の6、字下モノ段382の2、382の12、字三王原388の1、大字洲河崎寺川212、字上エノ山1049の2、1050の2、1050の3、大字俣野字足谷下平276、277の2、字上ミ村611、字寺山ノ下モ612、614、615の1、616の1、617の1、字足谷上ミ平624の2、626、633の2、字原林2037の3、2038の4、2065の1、字畦高上エ2078の1、字バンジャウ2185、大字江尾字船谷景ノ平405の1

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐採は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、江府町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 選挙管理委員会規則

鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 6 月 29 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

### 鳥取県選挙管理委員会規則第 4 号

鳥取県選挙運動管理規程の一部を改正する規則

鳥取県選挙運動管理規程（昭和 37 年鳥取県選挙管理委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。  
第 20 号様式の 3 を次のように改める。

3 参議院（比例代表選出）議員選挙における投票所内の投票を記載する場所その他適当な箇所の掲示について

年 月 日 執行				選挙管理委員会	
参議院比例代表選出議員選挙名簿届出政党等名称等掲示					
(ふりがな) 名簿届出政 党等の名称					
(ふりがな) 略称					
(ふりがな) 名簿登載者の 氏名					

#### 備考

- 1 名簿届出政党等の名称等の掲示は、法第七十五条第三項の規定によるくしで定めた順序に従い、上から行うものとする。
- 2 「名簿届出政党等の名称」、「略称」及び「名簿登載者の氏名」については縦書きとする。この場合においては、名簿による候補者の届出書の記載に従って、振り仮名を付すこと。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 選挙管理委員会告示

## 鳥取県選挙管理委員会告示第 64 号

昭和 61 年鳥取県選挙管理委員会告示第 33 号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について）の一部を次のように改正する。

平成 19 年 6 月 29 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
1 病院		1 病院	
施設名	所在地	施設名	所在地
略		略	
<u>介護老人保健施設 ル・サンテリオン よどえ</u>	米子市淀江町佐陀2169	<u>介護老人保健施設 大淀会</u>	米子市淀江町佐陀2169
略		略	
2～4 略		2～4 略	

## 病 院 局 訓 令

## 鳥取県病院局訓令第 4 号

鳥取県病院局企業職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 19 年 6 月 29 日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

鳥取県病院局企業職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県病院局企業職員安全衛生管理規程（平成 7 年鳥取県病院局企業訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
（産業医） 第 6 条 略 2 産業医は、病院長が選任する。	（産業医） 第 6 条 略 2 産業医は、 <u>当該病院の職員のうちから</u> 病院長が選任する。

附 則

この訓令は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

## 公 告

鳥取県屋外広告物条例（昭和 37 年鳥取県条例第 31 号）第 10 条の 3 第 1 項の規定により、平成 19 年度鳥取県屋外広告物講習会を次のとおり開催する。

平成 19 年 6 月 29 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 講習会の日時及び場所並びに講習の課程

日 時	場 所	講 習 の 課 程
平成 19 年 8 月 6 日（月）午後 2 時から 午後 5 時まで	鳥取県庁第 2 庁舎 4 階 第 33 会議室	広告物に関する法令 広告物の表示の方法に関する事項 広告物の施工に関する事項
平成 19 年 8 月 7 日（火）午前 10 時か ら午後 4 時 30 分まで		

### 2 受講申込手続

#### (1) 受講申込書の配布

受講申込書は、鳥取県生活環境部景観まちづくり課、東部・中部・西部総合事務所の生活環境局建築住宅課、八頭・日野総合事務所の県土整備局維持管理課及び各市町村役場並びに鳥取県のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3577>）において配布する。

#### (2) 受講申込書の受付期間

平成 19 年 7 月 17 日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）

#### (3) 受講申込書の提出先

次のいずれかの場所に提出すること。なお、送付による場合は、アの場所に送付すること。

ア 鳥取市東町一丁目 220 鳥取県生活環境部景観まちづくり課景観づくり係（鳥取県庁本庁舎 7 階）

イ 鳥取市立川町六丁目 176 鳥取県東部総合事務所生活環境局建築住宅課

ウ 八頭郡八頭町郡家 100 鳥取県八頭総合事務所県土整備局維持管理課

エ 倉吉市東巖城町 2 鳥取県中部総合事務所生活環境局建築住宅課

オ 米子市糺町一丁目 160 鳥取県西部総合事務所生活環境局建築住宅課

カ 日野郡日野町根雨 140-1 鳥取県日野総合事務所県土整備局維持管理課

### 3 受講手数料及び納付方法

受講手数料は 4,400 円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書の証紙ちょう付欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

### 4 講習の課程の一部免除

鳥取県屋外広告物条例施行規則（昭和 37 年鳥取県規則第 50 号）第 12 条第 2 項の規定により、講習会における講習の課程のうち広告物の施工に関する事項の課程の免除を受けようとする者は、同項各号のいずれかに該当することを証する免状等の写しを受講申込書に添付すること。

### 5 問合せ先

鳥取県生活環境部景観まちづくり課景観づくり係（電話 0857-26-7363）

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、

同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 6 月 29 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 6 月 8 日付鳥取県告示第 508 号）の内容  
（告示の内容）

1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

寺谷 彰祐	岩美郡岩美町大字陸上字笹山下 1811 の 1
山根亀太郎	岩美郡岩美町大字陸上字親谷 1816
奥谷 長太	岩美郡岩美町大字陸上字親谷 1823
河口 秀藏	岩美郡岩美町大字陸上字小牛谷 1837 の 2
〃	岩美郡岩美町大字陸上字小牛谷 1838
中島幾太郎	岩美郡岩美町大字陸上字小牛谷 1839
〃	岩美郡岩美町大字陸上字小牛谷 1840
中島 浅吉	岩美郡岩美町大字陸上字小牛谷 1842
岡野 忠夫	岩美郡岩美町大字陸上字小猿毛口ノ内藤谷 2111
中島 巖	岩美郡岩美町大字陸上字仏谷 2123 の 3
平野 三郎	岩美郡岩美町大字陸上字小スカフ東側 2130 の 2
〃	岩美郡岩美町大字陸上字壱反谷ノ内ホゼ谷 2131 の 4

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期  
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

寺谷 榮吉	岩美郡岩美町大字陸上字親谷 809
〃	岩美郡岩美町大字陸上字親谷 809 の 1



濱垣 由造	岩美郡岩美町大字陸上字親谷 810
中島 秀男	岩美郡岩美町大字陸上字木地原 2027 の 1
寺谷 松藏	岩美郡岩美町大字陸上字奥大坂谷 2069 の 1
中嶋三次郎	岩美郡岩美町大字陸上字大坂口 2092 の 1
〃	岩美郡岩美町大字陸上字大坂口 2092 の 2

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期  
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備え  
置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 岩美町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき  
森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、  
同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 6 月 29 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、  
森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変  
更予定の告示(平成 19 年 6 月 8 日付鳥取県告示第 509 号)の内容

(告示の内容)

## (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

森藤 豊藏	八頭郡八頭町大江字尼ヶ瀧上エ 1387
藤原貞次郎	八頭郡八頭町大江字大榎谷上ミ平 1987
〃	八頭郡八頭町大江字爪ヶサコ 2021
〃	八頭郡八頭町大江字大榎谷西平 2025

## (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び八頭町役場に備えて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 八頭町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課